

## 第 8 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 令和 7 年 3 月 7 日(金) 柏市 農業委員会 総会を 柏市 農業委員会 会長 染谷 茂が 招集した。

2 場所 市役所分室 3 第 4 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

### < 農業委員 >

1 番	岡 田 英 夫	2 番	染 谷 織 恵
3 番	平 川 徹	4 番	深 山 敬 子
5 番	坂 卷 洋 行	6 番	豊 田 佐 智 子
7 番	伊 藤 透	8 番	大 宮 茂 男
9 番	成 嶋 君 美	1 0 番	染 谷 茂
1 1 番	橋 本 英 介	1 2 番	谷 田 貝 和 代
1 3 番	村 越 等	1 4 番	山 崎 明 久
1 5 番	日 暮 悟	1 6 番	遠 藤 秀 生

1 6 名 中 1 6 名 出 席

### < 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番	寺 島 和 彦	1 8 番	関 根 勝 敏
2 0 番	清 水 良 晃	2 1 番	鹿 倉 健 次
2 2 番	友 野 博 之	2 3 番	木 村 美 智 子
2 4 番	富 澤 智 彦	2 5 番	坂 卷 儀 治
2 6 番	砂 川 晴 彦	2 7 番	中 村 衛
2 8 番	嶋 田 等	2 9 番	江 口 武
3 0 番	鈴 木 幸 夫	3 1 番	大 塚 信 幸

1 5 名 中 1 4 名 出 席

4 欠席した委員は次のとおりである。

1 9 番 林 敏 夫

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

統括リーダー 兼 岡 洋 和

主 事 長 塚 智 史

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明額の送付について
- 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画案への意見について（その1～その3）

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 利用権の中途解約に係る通知の確認について

(午後2時00分開議)

**議長** それでは、ただいまより第8回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員16名中16名、推進委員15名中14名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、着座して進めさせていただきます。

**議長** それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任の方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

**議長** ありがとうございます。「議長一任」ということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** それでは、指名をいたします。

山崎明久委員，岡田英夫委員，よろしく願いいたします。

**議長** 次に，日程 2，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の担当は，第 4 調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，橋本委員長よろしく願いいたします。

**橋本委員長** 農地第 4 調査会は，去る 3 月 3 日， 4 日，令和 6 年度第 1 2 回農地調査会を実施いたしました。

今回の調査議案である農地法第 3 条 3 件，第 5 条 3 件，許可を要しない土地の証明願 2 件，主たる従事者証明 4 件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和 6 年 1 1 月に開催された第 4 回総会の議案第 1 号から 2 号までの計 1 2 件，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。それでは，日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の名で事務局が総括説明)

**議長** ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 1番についてご報告します。

調査会資料は、3ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、自宅と隣接しており耕作しやすいため、また、譲渡人は高齢ゆえ農業経営を縮小したいため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡で、●●、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断いたしました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**山崎委員** 譲受人の方の年齢は幾つなんですか。

**橋本委員長** ●●歳です。

**議長** よろしいですか。

**山崎委員** はい。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。  
次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 2番についてご報告します。

調査会資料は、8ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、農業経営拡大のため、また、譲渡人は高齢ゆえ農業経営を縮小のため、所有権の移転に伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**村越委員** これ、譲受人の方は譲渡人と何か親戚関係とか関係あるのですか。

**橋本委員長** 関係ありません。

**議長** そのほかございませんか。

はい，どうぞ。

**成嶋委員** これ通作時間が車で40分ですよね。トラクターなどでしたらもっとかかると思うんですけれども，これは乗用車だけの，軽トラとか貨物だけの通作時間でしょうか。

**橋本委員長** 通作時間，その40分で通える範囲だとおっしゃっていました。回送車があるかどうかはわかりませんが，通作距離が長いので，実際に耕作できるのかについては質問して確認しました。

**議長** よろしいですか。

**成嶋委員** はい。

**議長** そのほかございませんか。

**村越委員** 経営面積が●●ほどあると思うのですが，どういうものを作られるんですか。

**橋本委員長** 直売所で売っているようなものと聞いています。両親と一緒にやっているということです。

**議長** そのほかございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので，2番を承認いたします。次の審議に入ります。

3番について，調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 3番についてご報告します。

調査会資料は、13ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、引き続き農業に従事することとなるため、また、譲渡人は自宅を離れ他業種に従事することになり離農するので、所有する農地の名義整理を行いたいため、所有権の移転を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の田●●筆●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断いたしました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**成嶋委員** 距離が約6kmで、通作時間が約10分、この距離と時間で通作は大丈夫でしょうか。

**橋本委員長** 離農する方は●●haぐらいやっていたんですが、祖母に名義変更するという形になります。そのかたの旦那さんもいて元から耕作しているので、問題ないと思います。

**村越委員** 息子っていうのは、いくつになるのでしょうか。

**橋本委員長** ●●歳です。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、3番を承認いたします。  
議案第1号を採決いたします。  
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議長** 次の議案に入ります。  
議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。  
総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** ありがとうございます。  
それでは、審議に入ります。  
1番及び2番につきましては、一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 1番及び2番についてご報告します。  
調査会資料は、18ページからになります。  
本件は、賃借権の設定に伴う資材置場への転用許可申請です。  
申請地は、●●の田●●筆、合計●●㎡です。  
申請地周辺は、住宅地や事業用施設、公共公益的施設用の土地によっておおむね囲われている農地であることから、第3種農地と判断いたしました。  
譲受人は、●●などを行う法人です。柏市近辺で事業を行うことが多く、当該地が交通の便がよいため、ヤードとして使用していましたが、県の金属スクラップヤード等規制条例の許可申請を行ったところ、農地転用の許可を受けていない土地と判明したため、改めて今回の申

請に至ったものです。

計画内容は、資材置場として、ギロチン材約●●t、アルミサッシ約●●t、ステンレス約●●tなどを置きます。建築物は建てず、簡易的なユニットハウスや下小屋などを使用します。地面には、約20cmのコンクリート舗装や敷鉄板などを使用します。周囲は、安全鋼板や鉄板によって3mから5mの高さで囲います。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とします。防犯については、ガードマンを常時配置して対応します。また、警備会社に参加し、正面をゲートとします。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番及び2番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**成嶋委員** 被害防除対策として、雨水は自然浸透するとありますよね。その土地利用計画の中に、地面には20cmのコンクリートと鉄板敷を使用すると。その場合、自然浸透というのはできるんですか。

**橋本委員長** 現地見てきましたけれども、道路側に勾配がなだらかに取られているので、自然浸透というよりも、手前の道路柵のほうにある、ますに流すようなイメージだと思います。その周辺の農地に流れ出るようなイメージではなく、手前の入り口のほうに勾配が取れているので、大丈夫じゃないかなと思っています。

**成嶋委員** この24ページの排水溝というのは、4つぐらいあると思うんですが、そこに勾配で流すようにするという感じですか。

**村越委員** すでに完成してありますよね。

**橋本委員長** 事業開始が2年前で、そのときは砕石敷だったらしいですが、その後、鉄板敷にしたようです。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、1番及び2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 3番についてご報告します。

調査会資料は、25ページからになります。

本件は、賃借権の設定に伴う資材置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡です。

申請地周辺は、甲種、1種、3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

譲受人は、●●を主に行う製造業者で、●●の既存工場にて1日当たりおよそ10tから20tの製品を製造しており、現在は●●と●●の置場及び各トラックの駐車場を借りて事業を行っていますが、より業務を速やかに行うためには、受注拡大傾向の同工場周辺に保管置場を拡大させていくことが急務であり、申請地は、同工場の近接に位置し、生産性向上の達成が可能なため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、フレコンバッグ●●セット、パレット●●枚を置きます。また、社員、お客様駐車場を●●台設置します。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とします。簡易設備の建設中は、交通、騒音等に留意します。また、稼働時間に配慮し、近隣の影

響を抑えます。入口部にはネットフェンスを設け、施錠を行います。南側の家庭菜園への粉じん、土砂の流出を防ぐため、オレンジネットを設置して配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断いたしました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**成嶋委員** 大型車両が入ると思うんですけども、碎石敷は何cmぐらいの厚みで敷くんでしょうか。

**橋本委員長** 厚みまでは聞いていないんですが、当該地が逆勾配になっていて、その辺も整地してやるということで、大型車両は入ると言っていました。

**成嶋委員** 大型車両が入るなら、もう30cmぐらいないと駄目だよね。

**橋本委員長** はい。

隣接農地なんですけど、●●さんの所有なので、了承を取ってあるそうです。L字で囲ってある農地が全て●●さんの所有地で、その一部を購入するという形になっています。そこはお互いに了承を得られているようです。

**議長** ほかにはございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。  
次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 4番についてご報告します。

調査会資料は、32ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う太陽光発電への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

申請地周辺は、甲種、1種、3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●に本社を置く●●を事業とする法人で、●●を中心に●●の普及拡大を目的に、●●事業を展開しています。一方、譲渡人は、相続で農地を取得したものの管理に苦慮していたところ、譲受人が事業用地を探していたことと相まって、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、発電所建設販売を目的として事業を行います。発電設備として、キュービクル設備●●基、太陽光モジュール●●枚、パワーコンディショナー●●台を設置します。造成は必要ないため、土地表層部を一部転圧整地し、現状の形質に変更を加えないまま設備を設置します。

被害防除対策としては、雨水は自然浸透とします。道路と申請地との高低差があり、進入路はスロープ状になっているため、重機等の進入には鉄板等の保護材を用いて、スロープの保護と土砂の流出を防ぎます。完成後は、高さ1.5mのフェンスで囲み、出入口は南京錠で施錠します。メッシュフェンスを採用し、通風への影響を防ぎます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会と

しては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**成嶋委員** 今、売電価格は、1kWあたりいくらでしょうか。

**平川副委員長** 15円や16円だと思います。

**成嶋委員** 前は18円ぐらいだったんですけれども、それだけ下がっていて、採算を取れるほど黒字になるまでどのくらいの試算していますか。

**橋本委員長** 経営内容について大丈夫なのかということを知りましたが、大丈夫だという返答です。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声があったので、4番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議長** 次の議案に入ります。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 1番についてご報告します。

調査会資料は、39ページからになります。

本件は、申請者が令和3年に相続により取得しましたが、昭和60年から住宅用地として利用されていた農地について、地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

当該農地は、●●の畑●●筆●●m<sup>2</sup>です。

なお、立証資料として、平成17年10月の航空写真が添付されています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては承認相当と判断いたしました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 2番についてご報告します。

調査会資料は、42ページからになります。

本件は、申請者が平成22年に相続により取得しましたが、昭和41年から宅地として利用されていた農地について、地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は、●●の畑●●筆●●㎡です。

なお、立証資料として、平成15年の航空写真が添付されています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議長** 次の議案に入ります。

議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番につきましては、●●委員が関わるので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用して、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

それでは、1番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 1番についてご報告します。

調査会資料は、45ページからになります。

本件は、●●在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りの申出をするための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない主たる従事者が故障により、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては承認相当と判断いたしました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**成嶋委員** ●●さん、今、おいくつになられましたか。

**橋本委員長** ●●歳です。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。

議案第4号の1番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

**議長** それでは、次の審議に入ります。

2番及び3番については関連しているため、一括して調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 2番及び3番についてご報告します。

調査会資料は、48ページからになります。

本件は、●●在住のお二人が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りの申出をするための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない主たる従事者が故障により、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になった

ためです。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査を実施し，審査したところ，第4調査会としては承認相当と判断いたしました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番及び3番について，何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので，2番及び3番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 4番についてご報告します。

調査会資料は，51ページからになります。

本件は，●●，●●，●●に在住の4名の方々が，生産緑地法第10条の規定に基づき，柏市へ生産緑地の買取りの申出をするための，農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は，●●の畑●●筆，●●㎡です。

申請理由は，農業経営に欠くことのできない主たる従事者が故障により，当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査を実施し，審査したところ，第4調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** ありがとうございます。

調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、4番を承認いたします。  
次の審議に入ります。

5番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 5番についてご報告します。

調査会資料は、54ページからになります。

本件は、●●在住の方々が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りの申出をするための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない主たる従事者が故障により、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、5番を承認いたします。  
議案第4号の2番から5番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議長** 次の議案に入ります。

議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** ありがとうございます。

それでは審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

**農政課** それでは、説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番から第6番は、●●に在住の農業者が●●の田●●筆、●●の田●●筆、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定し、また、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定し、期間は全て6年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

**議長** ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

議案第5号について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声があったので、承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議長** 次の議案に入ります。

議案第6号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」その1からその3を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** 議案第6号その1につきましては、●●委員、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員、●●委員が退席)

**議長** それでは、議案第6号その1の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

**農政課** それでは、ご説明させていただきます。これから説明する計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第1番から第2番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に所在する農地所有適格法人で、●●の田●●筆、●●の田●●筆、面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

以上であります。

**議長** ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その1について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、承認いたします。

議案第6号その1を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員，●●委員の除斥を解除します。

(●●委員，●●委員が着席)

**議長** 議案第6号その2につきましては，●●委員が関わるので，農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用して，除斥を求めます。

(●●委員が退席)

**議長** それでは，議案第6号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

**農政課** 計画番号第3番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は，●●に在住の農業者で，●●の畑●●筆，面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので，設定期間は5年です。

なお，以上の計画要請の内容は，従事日数など，農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その2について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第6号その2を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

**議長** それでは、議案第6号その3の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

**農政課** 計画番号第4番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第5番から第6番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第7番から第8番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の畑●●筆、面積●●㎡に新規で使用賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。  
以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その3について、何か質問やご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、その3を承認いたします。

議案第6号その3を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとして賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議長** それでは、議案第6号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。

ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

**議長** 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

**議長** ありがとうございます。

いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

**議長** 今後の予定を申し上げます。

4月3日木曜日、4月4日金曜日が調査会で、4月3日は午前9時から、4月4日は午後1時からです。場所は、両日ともに、分庁舎2の第1・第2会議室で行う予定です。担当は、農地第1調査会です。

4月9日水曜日午後2時からが総会で、場所は、分室3の2階、第4会議室で行う予定です。

以上をもちまして、第8回柏市農業委員会総会を閉会いたします。  
慎重審議ありがとうございました。

(午後2時55分閉会)